

転入・転出届や各種証明書の申請をするときは

3月、4月は異動のシーズンです

3月、4月は異動に伴う転入・転出届や各種証明書の申請で、窓口サービス課が混雑しますので、あらかじめ必要事項を確認しておいてください。なお、窓口に来られた方の本人確認を行いますので、協力をお願ひします

詳 窓口サービス課 (03)6294

① 引っ越しのときは (外国人住民含む)

市外の場合 転出届をします。転出証明書を交付しますので、引っ越ししてから14日以内に転入先で転入届をしてください。

市内の場合は 転居届をします。引っ越しの日から14日以内に届け出をしてください。

※届け出の際に窓口に来られた方の本人確認を行いますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。お持ちでない場合でも届け出できますが、後日、届け出があったことを郵送により本人へ通知します。いずれも代理で届け出る場合は代理人の印鑑と本人からの委任状が必要です

※転入・市内転居した方のマイナンバー通知カード、マイナンバー

カード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書の住所変更も必要です。

お持ちの方は持参してください
ださい（代理人の場合はお問い合わせください）

② 証明書を申請するときは

住民票の写し

●個人と世帯全員の2種類あります
●世帯主・続柄・本籍の表示があるものと、一部省略するものがあります。使い道により異なりますので、確認ください。例えば、運転免許証などの手手続きでは本籍の表示が必要です

戸籍謄本・抄本

●謄本（全部事項証明）と抄本（個人事項証明）があります
●本籍のある市区町村に直接申請します。どこに本籍があり、誰が筆頭者かを確かめておいてください。郵送でも申請す

ることができます

印鑑登録証明書

印鑑登録証（カード）を持参してください。カードを提示すれば代理人でも交付できます

届け出・申請

①②は窓口サービス課、各出張所（勇払・のぞみ・沼ノ端）で行います。申請の際に窓口に来られた方の本人確認を行います

③ マイナンバーカードを作るときは

プラスチック製で、顔写真付き身分証明書やマイナンバーを確認

平日の日中に
来られない方へ

本人または同一世帯の方の住民票の写し、印鑑登録証明書の申請は電話でも受け付けます。16時30分まで申し込むと、17時15分から21時まで庁舎東側の夜間休日受付窓口で受け取りができます。休日に交付を希望する場合は、直前の開庁日の16時30分までに電話で申し込み、休日の8時45分から21時までに受け取ってください（受け取りには本人確認書類が必要です）
なお、印鑑登録証明書は申込時に登録番号を確認します。受け取りの際は印鑑登録証（カード）を持参してください
各証明取扱所（駅前・住吉・豊川）および各出張所（のぞみ・沼ノ端）では、土・日曜業務を行っています（一部発行のできない証明もありますのでご注意ください）

